

東京都における遺跡公園の実態と今後のあり方に関する考察

発表部門 - 細分類

7都市計画 - 4地区とコミュニティ - d地区施設・地域施設

正会員 ○ 櫻井 佳奈子^{*1} 正会員 上山 肇^{*2}遺跡公園 指定史跡 都市公園法
文化財保護法 東京都

1. はじめに

発掘調査で発見された遺跡は、国や都、区、市の「指定史跡」に指定されることにより現地在が保存され、その後、遺跡公園や公園として整備されることがある。また、指定史跡以外の遺跡においては、個別にその価値が認められた遺跡が遺跡公園となる事例がある。こうした遺跡が保存された公園は遺跡が現地で保存できる有効な手法であり、公園という公共空間となる。

都・区・市によって設置される公園は、地方自治法や都市公園法の規定により、各自治体の定める条例によって設置や管理方法が定められている。また、遺跡公園は、公園である以前にそこに遺跡が保存されている場所であるため、文化財保護法上の保護・管理も行われている。

遺跡の公園化は、その遺跡の所在する自治体が文化財保護法関連の国庫補助金等を利用して行ってきた。文化庁では、1966年から「風土記の丘」整備事業として、古墳や城跡等と資料館一体で整備を進め、1978年からは「歴史の道」整備事業(平成5年から歩き・み・ふれる歴史の道事業)として交通流通に関わる遺跡の整備を進めてきた。そのなかで、文化庁は1978年に「ふるさと歴史の広場」事業(史跡等活用特別事業)を開始し、歴史的な地上建造物の復元、遺構の屋外展示やガイダンス施設の設置等を進めた。また1993年からは「地域中核施設等整備特別事業」を定め、政治・経済・文化の中心であった国府や国分寺等の体験型展示施設を整備することを進めた。

全国には様々な遺跡公園があり、大規模な遺跡公園、

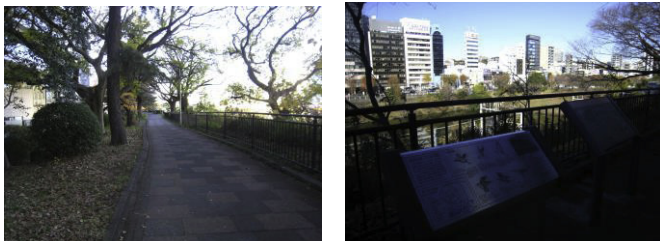


写真1(左),写真2(右) 千代田区外濠公園

(表1 No.10),筆者撮影

例えば青森県の特別史跡三内丸山遺跡や佐賀県の吉野ヶ里歴史公園等が注目されがちであるが、都市である東京都内においても遺跡公園は存在する。

しかし、1970年代後半から90年代に作られたものが多くあり、経年劣化が進んだ施設が多く見受けられ、遺跡を知るといふ役目が薄れている。

2. 研究の目的と研究方法

2.1 研究の目的

そうした状況の中にある遺跡公園であるが、本稿では東京都を対象として、都内の各地に所在する遺跡公園に着目し、遺跡あるいは公園に関連する様々な観点からその実態を把握するとともに、都市における遺跡公園の今後のあり方について考察することを目的としている。

本稿では、対象とする遺跡公園を「都市公園法や文化財保護法に基づき、都区市が管理する公園で、名称に遺跡・史跡、遺跡の固有名称(住居跡・国分寺跡等)が付く公園」と定義する。主に発掘調査で発見された、あるいは一部で発掘調査が実施されている公園としているが、未調査であっても古墳や中世山城のような地上の人工物を持つ公園も含めている。

2.2 研究方法

研究方法は、まず東京都建設局がWeb上で公開している2022年版『公園調書(令和4年4月1日現在)』をもとに、そこに記載されている公園名から遺跡、史跡、遺跡の固有名称が付いている公園を抽出した。

この作業と並行して、東京都内の各自治体がWeb上で公開しているオープンデータや各自治体が発行している「文化財年報」「文化財概要報告」等の刊行物で、『公園調書』の記載の裏付けをとるとともに、『公園調書』に記載されていない遺跡公園を抽出した。

その結果、東京都内には32か所の遺跡公園があることを確認した。

そして、2022年6月から2023年1月にかけて現地に赴き、遺跡公園の実態に関する調査を実施した。公園の現状や復元遺構等の状態に関する記載は、実見した際の記録をもとにしている。

A study on the actual condition and future of archaeological parks in Tokyo

SAKURAI Kanako, KAMIYAMA Hajime

3. 東京都の遺跡公園の現状と実態

3.1 遺跡が保存されている場所

遺跡が保存されている場所は、公園化されていない場所や発掘調査で遺跡が見つかった場所、古墳等のような視覚的に遺跡と認識されることで保存されてきた場所のように、保存には様々な状態が認められる。

本稿で遺跡公園を取り上げるにあたり、東京都内の各自治体が Web 上で公開しているオープンデータや各自治体が発行している「文化財年報」「文化財概要報告」等の刊行物を精査したところ、東京都内で遺跡が保存されている場所は、都市公園法や児童福祉法による公園化がされていない場所や文化財保護法により保存されているところを含めると、東京都全域では 100 か所を超えることがわかった。

東京都建設局の 2022 年版『公園調書』によると、本稿の対象とする「遺跡公園」は東京都内に 32 か所存在し(表 1)、「遺跡公園」ではないが遺跡が保存されている公園が少なくとも 40 か所存在する。この他にも公園化されていない遺跡の保存場所が都内には 30 か所以上ある。



写真 3(左)、写真 4(右) 目黒区東山貝塚公園 (表 1 No.13),筆者撮影

3.2 東京都の遺跡公園

遺跡公園は、東京都の中央部から東側にかけて 19 の自治体に 32 か所が所在している(図 1)。区市別では、13 か所が区部に、19 か所が市部に位置しており、都内西寄りの市町村には所在していないことがわかる。

以下では、これら 32 か所の遺跡公園を、公園としての基礎的な属性である「法・公園種別」「都立・区立・市立」「管理団体」「面積」「開園年」や遺跡関連の属性である「史跡」「公園名」「主な時代」の順に詳細をみていくことにする。

なお、公園名は表 1 の名称及び番号で表記する。

(1) 法・公園種別

都市公園の分類は、「住区基幹公園」「都市基幹公園」「大規模公園」「国営公園」「緩衝緑地」などがあり、それらがさらに細分されているが、本稿に係わる種別は「住区基幹公園」「都市基幹公園」「緩衝緑地」である。

住区基幹公園は、面積別に「街区公園」「近隣公園」「地区公園」の 3 種に分類され、都市基幹公園は「総合公園」と「運動公園」に分類される。緩衝緑地には、特殊公園(風致公園、動植物公園、歴史公園等)が含まれる。

東京都の遺跡公園で、都市公園法により管理されてい

る公園は 29 か所である。都市公園法の上記の分類では、遺跡・歴史関連は「特殊」「歴史」に含まれるとしているが、実際にはこれら以外に「街区」「緑地」「近隣」「風致」「総合」と様々である。

また都市公園法以外では、文化財保護法による遺跡の保存・公園化した場所が 3 か所所在している。



写真 5(左)、写真 6(右) 狛江市猪方小川塚古墳公園

(表 1 No.17),筆者撮影

(2) 都立・区立・市立

都立が 3 か所(No.12, No.15, No.25)、区・市の自治体設置が 28 か所、公益財団法人の管理が 1 か所(No.20)であることがわかる。

(3) 管理団体

都立公園は、利用者サービス向上と効率的で効果的な管理運営を目指して、公園管理を指定管理者に委託している。都立の遺跡公園である 3 か所(No.12, No.15, No.25)も、指定管理者が管理を行っている。

区・市の各自治体に所在する遺跡公園の管理は、八王子市を除き、各自治体が行っている。八王子市は、市内を地域で区分し、有料施設や庭園のある公園は個別に、公園管理を指定管理者に委託している。八王子市立の遺跡公園 3 か所(No.26, No.27, No.28)も、指定管理者が管理を行っている。

公益財団法人が管理している遺跡公園は多摩市にある遺跡庭園縄文の村の 1 か所(No.20)である。

(4) 面積

面積では、最も狭小な遺跡公園は 242 m²の狛江市猪方小川塚古墳公園(No.17)、一方最も広いのは 120,014 m²の八王子市平山城址公園(No.25)である。面積の傾向は、500 m²以下が 3 か所、501~5000 m²が 16 か所、5001 m²以上が 12 か所である(外濠公園は新宿区・千代田区・港区の合計面積)。

調査前は、東京都という都市にあるので面積は狭いものが多いと予想していたが、5000 m²以上の広い敷地を持つ公園が 12 か所も含まれていることは想定外であった。

(5) 開園年

開園年が最も古い遺跡公園は、1927(昭和 2)年に開園した千代田区・新宿区・港区にまたがる国指定史跡「江戸城外堀跡」を整備した外濠公園である(港区は公園としていないため表 1 には含めていない)。

その後、1970 年から 2015 年にかけて、概ね年に 1 か所又は 2 か所程度作られてきた。近年では、2020 年に狛

江市が3か所の遺跡公園を整備している。

1970年以降2000年代に作られた遺跡公園には、復元住居や復元遺構を設置している場所があり、調査の中でそうしたものには経年劣化が認められるものが含まれていることがわかった。



写真7(左),写真8(右) 八王子市栢田遺跡公園

(表1 No.28),筆者撮影

(6) 史跡

史跡に指定された遺跡では、国指定史跡10か所、都指定史跡7か所、区指定史跡3か所、市指定史跡4か所であるが、指定外の遺跡でも8か所が遺跡公園として保存されている。これは区や市において遺跡の価値が認められた場合であり、公園化することで以後の保存がしやすくなるともいえる。

(7) 公園名・主な時代

公園名は、「遺跡」が付く「遺跡公園」「遺跡緑地」「遺跡庭園」が14件と最も多く、「史跡公園」が3か所、「歴史公園」が1か所である。

遺跡の固有名称としては、「古墳」が付く「古墳公園」「古墳緑地」が6か所と多く、住居跡、外濠、城跡(又は城址・城趾)、台場、貝塚、国分寺がみられる。

保存する遺跡の時代は公園名に反映されることが多いが、最も多いのが縄文時代・古墳時代の各10か所である。地上の構造物として古墳が残存している場合は、名称に「古墳」が入る。縄文・古墳時代以外では、江戸時代が5か所であることがわかる。

なお、発掘調査で見つかる遺跡は、一つの時代ではなく複数の時代が見つかるいわゆる複合遺跡であることも多いが、その場所で見つかった主体となる時代を公園名としている。



写真9(左),写真10(右) 北区豊島馬場遺跡公園

(表1 No.3),筆者撮影

4. おわりに

このように東京都を対象として、都内の各地に所在する遺跡公園を抽出し、遺跡あるいは公園に関連するいくつかの観点からその実態を把握した。

東京都内には32か所の遺跡公園が所在し、公園としての基礎的な属性「法・公園種別」「都立・区立・市立」「管理団体」「面積」「開園年」や遺跡関連の属性である「史跡」「公園名」「主な時代」の詳細を取り上げた。

東京都内で開園年が最も古い「公園」は、1873年開園の台東区上野恩賜公園や北区飛鳥山公園等ではあるが、本稿の対象とする遺跡公園では1927(昭和2)年に開園した外濠公園が最も古い年代であった。

都内の全体的な傾向では、1970年から2000年代に開園した遺跡公園が多く、すでに開園から20年~50年が経過しているが、そうした公園に設置されている復元住居や復元遺構には経年劣化が見られるものがあった。八王子市にある栢田遺跡公園は、縄文時代のオブジェが迎える緑豊かな公園で、樹木や芝生はよく手入れされていたが、公園奥にある復元遺構は表面に若干の剥離が見られる状態であった。文化財を担当する部署によると、復元遺構は1991年の開園当初に設置され、一部補修を実施してきたが、現時点では全面的な整備の予定はないとのことであった。他の自治体の遺跡公園についてもこのような状況の自治体はであると推測される。

今後、こうした状態を改善し、地域の遺跡を周知するという役割を維持していくためには、同様の構造物を新たに設置しなおすのか、あるいはVRやARのようなデジタルの新たな手法を用いて遺跡内容を表示、周知するのか、上記の八王子市の公園だけではなく都内の多くの遺跡公園が抱える課題と考える。

なお、本稿において取り上げるのでできなかった遺跡の内容の表示手法については次の機会に取り上げることとする。

【引用・参考文献】

(1)東京都建設局(20220)「公園調査データ」(令和4年4月1日現在)(2022年12月27日閲覧)

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/content/000059167.pdf>

(2)文化庁(2005)『埋蔵文化財保存活用整備事業のしおり』

(3)文化庁(2021)『未来に伝えよう文化財~文化財行政のあらまし~』

(4)文化庁文化財第二課(2022)『埋蔵文化財関係統計資料-令和3年度-』

*1 法政大学大学院 政策創造研究科 修士課程

* Graduate Student, Hosei Graduate school of Regional Policy Design

*2 法政大学大学院 政策創造研究科教授

Graduate Student of Policy, Planning, and Development

博士(工学), 博士(政策学)

**Hosei Graduate school of Regional Policy Design, Prof., Dr. Eng., Ph. D.